高介第５４５号
令和７年８月１４日

指定居宅介護支援事業所　管理者　各位

高松市長　　大　西　秀　人
（公 印 省 略）

**令和７年度前期分　特定事業所集中減算に係る書類作成及び提出について（依頼）**

日頃より格別の御高配を賜り厚くお礼を申しあげます。

各居宅介護支援事業所におかれましては、毎年度２回、作成された居宅サービス計画を対象として特定事業所集中減算に係る判定を行い、所定の要件に該当した場合は、減算が適用されることになっております。

つきましては、令和７年度前期判定期間分についての書類を作成し、紹介率が８０％を超えた場合は、下記のとおり書類を提出してください。

なお、提出されなかった場合で、その後、運営指導等において提出要件を満たすにも関わらず、書類を提出していないことが判明した場合は、不正請求とみなされ、行政処分の対象となることがありますので御承知おきください。

１　提出書類
居宅介護支援における特定事業所集中減算（様式１・様式２）
※必要事項が記載されていれば、他の様式を利用することも可能

２　対象サービス
訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与

３　判定期間
令和７年度前期（令和７年３月～令和７年８月サービス提供分）

４　提出期限
令和７年９月１２日（金）必着

５　提出先（郵送又は持参）
〒760-8571　高松市番町一丁目８番１５号（TEL087-839-2326）
高松市健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課 相談指導係

６　留意事項
（１）各サービスの紹介率がいずれも８０％以下の場合は書類の提出は不要です。この場合も書類の作成は必要であり、作成した書類は事業所で保存し

てください。

（２）新規指定や休止又は廃止のため、サービス提供期間が判定期間の６か月を満たさない場合は提出不要です。

（３）「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」を参考に書類を作成してください。

（４）提出のあった事業所については、減算の要否について後日通知します。

（５）令和７年度前期判定分より、紹介率最高法人が 80%を超える正当な理由については、「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について（介護保険最新情報 Vol.1304　令和６年８月 13 日）」に基づき判定いたします。また、80%を超えた理由を、サービスの質が高いこと等による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中しているとした場合には、ヒアリング等を行っておりましたが、令和７年度前期判定分からは、前述の介護保険最新情報 Vol.1304 に適合しない場合は、減算対象とし、ヒアリング等は実施しませんので、御承知おきください。

【お問合せ・提出先】
高松市健康福祉局長寿福祉部
介護保険課 相談指導係
〒760-8570　高松市番町一丁目８番１５号
電　話：(０８７)８３９－２３２６
ＦＡＸ：(０８７)８３９－２３３７